

議案第4号

沖縄県立盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校管理規則の一部を改正
する規則について

沖縄県立盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校管理規則の一部を改正する
規則を別紙のとおり定める。

平成17年12月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県立盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校管理規則の一部を
改正する規則

沖縄県立盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校管理規則（平成 12 年沖縄
県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表沖縄県立美咲養護学校の項中「沖縄市字美里」を「沖縄市美
里」に改め、同表沖縄県立大平養護学校の項中「浦添市字大平」を
「浦添市大平」に改め、同表沖縄県立島尻養護学校の項中「東風平
町字友寄」を「八重瀬町字友寄」に改め、同表沖縄県立西崎養護学
校の項中「糸満市字西崎町」を「糸満市西崎」に改め、同表沖縄県
立鏡が丘養護学校の項中「浦添市字当山」を「浦添市当山」に改め
る。

附 則

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

規則案の概要説明

県立学校教育課

1 改正の経緯及び必要性

平成 18 年 1 月 1 日より、島尻郡東風平町及び同郡具志頭村を廃し、その区域をもって同郡八重瀬町が設置されることに伴い、沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則の一部を改正する必要がある。

2 字句の訂正

住居宅表示変更等により、学校の位置について、町及び字の表記を整備する必要がある。

3 案の概要

(1) 沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則の別表中、「東風平町字友寄」を「八重瀬町字友寄」に改める。

(2) 町及び字の表記を整備する。

4 添付資料

新旧対照表

新旧对照表

新		旧						
別表	別表第1							
沖繩県立美咲養護学校	沖繩市美里	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通科	1年、2年、3年 6 3 3	沖繩市字美里	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通科	1年、2年、3年 6 3 3
沖繩県立大平養護学校	浦添市大平	小学部 中学部 高等部	普通科	6 3 3	浦添市字大平	小学部 中学部 高等部	普通科	6 3 3
沖繩県立島尻養護学校	八重瀬町字友寄	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通科	1年、2年、3年 6 3 3	東風平町字友寄	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通科	1年、2年、3年 6 3 3
沖繩県立西崎養護学校	糸満市西崎	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通科	1年、2年、3年 6 3 3	糸満市字西崎	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通科	1年、2年、3年 6 3 3
沖繩県立鏡が丘養護学校	浦添市当山	小学部 中学部 高等部	普通科	6 3 3	浦添市字当山	小学部 中学部 高等部	普通科	6 3 3